

経過措置適用会社の状況について

東京証券取引所 上場部

2025年2月18日



経過措置適用会社の直近の状況

◆ 直近の経過措置適用会社は合計 267社 ※ 基準適合の判定状況は2024年10月末時点までを反映

基準ごとの適合していない会社数

プライム

流通株式時価総額（100億円以上）	：	53社
流通株式比率（35%以上）	：	15社
売買代金（0.2億円以上/日）	：	3社
合計（重複除く）	：	69社

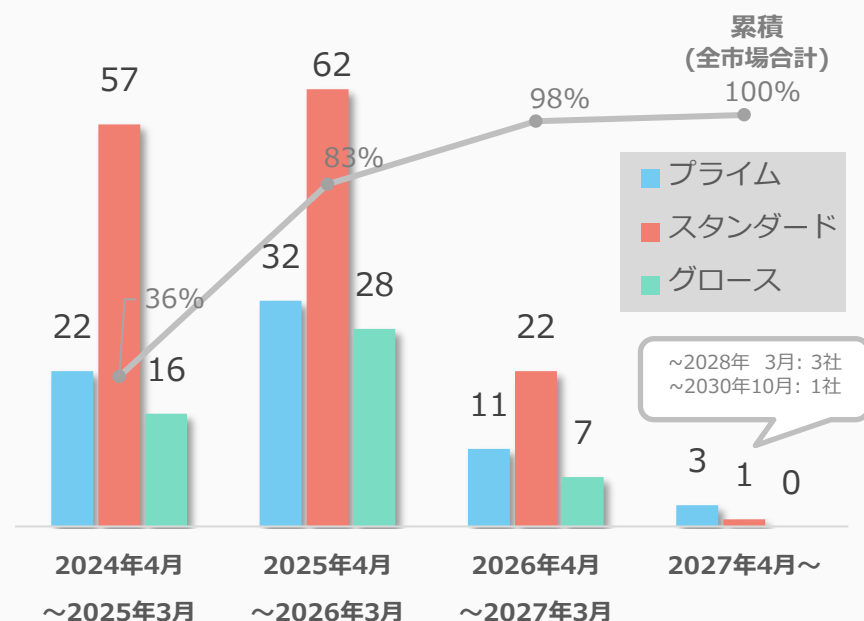
スタンダード

流通株式時価総額（10億円以上）	：	93社
流通株式比率（25%以上）	：	54社
株主数（400人以上）	：	2社
合計（重複除く）	：	147社

グロース

流通株式時価総額（5億円以上）	：	7社
流通株式比率（25%以上）	：	19社
時価総額（10年経過後40億円以上）	：	26社
合計（重複除く）	：	51社

計画期間の終了時期の分布



注：・ 2024年10月末時点までの判定状況を反映
・ 非公開化予定企業を除く
・ 計画期間について、複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

(参考) 経過措置適用会社の一覧 : <https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/improvement-period/index.html>

今後の対応方針

- ◆ 株主・投資者に対して、経過措置が間もなく終了し、最短での上場廃止まで1年余りとなる中、周知（注意喚起）を強化
- ◆ 経過措置対象会社（特に本年3月以降改善期間に入る企業）に対して、以下のとおり、他社では基準適合に向けた取組みのほか、市場区分変更、他取引所への重複上場、非公開化など、様々なコーポレートアクションの検討・実施が進む中、こうした動きを周知のうえ、必要な取組みを検討・実施いただくよう促していく

経過措置適用会社の直近の動向（対象：2023年末時点の適用会社345社）

基準への適合

- **119社**が基準に適合（プライム：49社、スタンダード：59社、グロース：11社）
※ 54社が新たに基準未達（プライム：15社、スタンダード：26社、グロース：13社）

市場区分変更

- **31社**からスタンダード市場への市場区分変更についての事前相談があり（プライム：23社、グロース：8社）、うち**1社**が実際に市場区分変更を実施
※ その他、基準に適合している会社からも前広に事前相談が行われている（約50社）

他取引所への重複上場

- **16社**が国内の他取引所への重複上場を実施（プライム：1社、スタンダード：15社）
※ その他、基準に適合している会社も重複上場を行う動きが見られる（約10社）

非公開化

- **14社**が他社とのM&AやMBOなどを通じて非公開化を実施（プライム：2社、スタンダード：10社、グロース：2社） ※現在、整理銘柄期間中の会社を含む

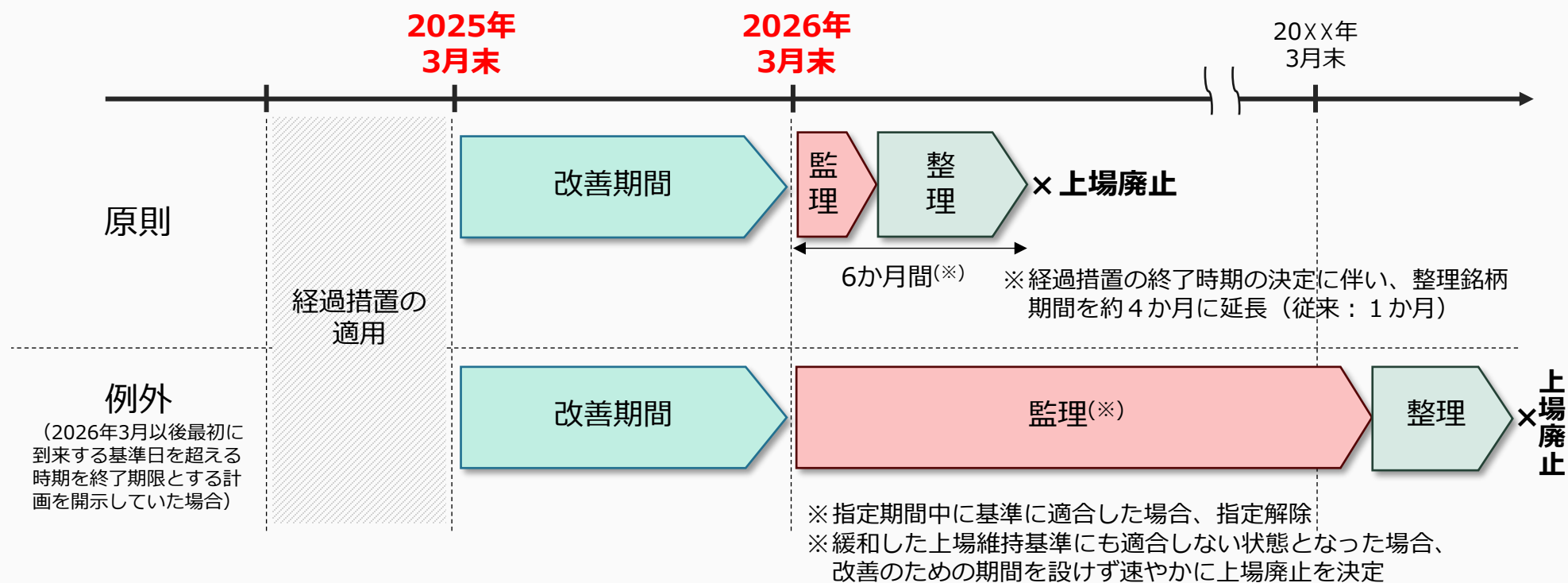
※ 2024年1月以降の動向を集計（基準への適合状況は2024年10月末時点までを反映）

経過措置終了後のスケジュール

◆ 最短で2026年3月においても改善がなされなかった場合には、下図の日程で上場廃止

- 本年3月1日以後に到来する基準日から、本来の上場維持基準を適用
- 上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間入り
- 改善期間内に基準に適合しなかった場合は、原則6か月間の監理・整理銘柄期間を経て上場廃止

<3月期決算会社の日程例>



参考：スタンダード市場への市場区分の変更について

上場会社向け説明資料

- ◆ 経過措置の終了に伴い、スタンダード市場への市場区分の変更に係る質問・相談が増加していることを踏まえ、手続き・審査基準等の概要に関する説明資料を公表（2025年1月）

【掲載先】 https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/nlsgeu000005p6i4-att/Standard_Ver1.pdf

スタンダード市場への市場区分の変更について
(上場会社向け説明資料)

株式会社東京証券取引所 上場推進部
2025年1月

JPX
JAPAN EXCHANGE GROUP

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates.

市場区分の変更手続きの一連の流れ

■ スタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたっては、当取引所が行う「市場区分の変更審査」を受け、審査基準に適合する必要があります。

【モデルスケジュール（3月期決算の場合）】

直前期 (2025年3月期)	2025年 3月末	申請期 (2026年3月期)	2026年 3月末
経過措置の適用		改善期間	
① スケジュールの検討			
② 相談窓口への連絡			
③ 申請書類準備			
④ 市場区分の変更審査			
市場区分の変更			

審査基準：スタンダード市場の形式基準（抜粋）

基準	適用の基準日等
400人以上	・ 直前の基準日等
2,000単位以上	・ 直前の基準日等 い株券等の取組
10億円以上	・ 「公募・売出し」に「上場承認日」ける最低価格
25%以上	・ 流通株式数を算
最近1年間の利益の額 1億円以上	・ 「最近」の決算 「利益の額」は
正	・ 半期報告書を国 会計期間の末日

審査基準：スタンダード市場の実質基準

■ 実質基準は以下の5つの項目から構成されますが、上場会社としての実績を踏まえて効率的な審査が可能な場合には、「①企業の継続性及び収益性」を中心に審査し、②～⑤は適合しているものとして扱います。

(スタンダード市場の実質基準)

基準の内容	基準の内容
① 企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な事業基礎を有していること。
② 企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に実行していること。
③ 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。
④ 企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

※ 実質基準の詳細については新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご確認ください。
※ 効率的な審査においても、必要に応じて②～⑤の内容についてヒアリングや調査を求める場合があります。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates.

上場会社向け相談窓口

- ◆ 市場区分の変更を検討する上場会社向けに、事前相談窓口を設置

【相談窓口】 東京証券取引所 上場推進部 ipo@jpx.co.jp

※ 市場区分の変更を行う可能性がある場合には、できる限り早期に（原則、市場区分の変更申請の6か月前までを目途に）、相談窓口までご一報いただくようお願いしております。